

# 自動車税種別割のグリーン化について

自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車についてはその排出ガス及び燃費性能に応じて、初回新規登録の翌年度1年間の自動車税種別割の税率を軽減(軽課)し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く(重課)する制度が実施されています。

## (1) 軽課 (軽減)

令和3年度又は令和4年度に初回新規登録された対象自動車及び軽減率

対 象 自 動 車				軽減内容	
自家用 営業用 乗用車	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (一定の排出ガス要件を満たすものに限る)				
営業用 乗用車 のみ	燃 料	排出ガス性能		燃 費 性 能	
	ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減認定車  又は  平成30年排出ガス基準 50%低減認定車			おおむね 75% 軽減
		平成30年排出ガス規制適合車  又は  平成21年排出ガス規制適合車			
	ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合車  又は  平成21年排出ガス規制適合車		令和12年度燃費基準 70%以上達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車	おおむね 50% 軽減
ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減認定車  又は  平成30年排出ガス基準 50%低減認定車				
ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合車  又は  平成21年排出ガス規制適合車			令和12年度燃費基準 70%以上達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車	

具体的な軽減対象車種については、東青地域県民局県税部へお問い合わせください。

なお、国土交通省ホームページでも詳細をご覧ください。

- ・低排出ガス認定自動車に関する公表
- ・自動車の燃費性能に関する公表

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk10\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html)  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr10\\_000013.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html)

### 軽 減 対 象 期 間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに初回新規登録された自動車	令和4年度1年間 軽減
令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初回新規登録された自動車	令和5年度1年間 軽減

## (2) 重 課

対 象 自 動 車		重課開始年度	税 率
ガソリン車 LPG車	平成21年3月31日までに初回新規登録されたもの	令和4年度	おおむね15%重課  (バス・トラックは おおむね10%重課)
	平成22年3月31日までに初回新規登録されたもの	令和5年度	
ディーゼル車	平成23年3月31日までに初回新規登録されたもの	令和4年度	
	平成24年3月31日までに初回新規登録されたもの	令和5年度	

(※)電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車は除かれます。

## ○ グリーン化税率の適用例

たとえば、自家用自動車(※)の年税額は総排気量等の区分に応じ、次の表のとおりとなります。

◆令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車

(単位：円)

総排気量等	グリーン化特例の適用がない自動車の税率	グリーン化特例適用対象自動車の税率	
		軽課	
		50%	75%
1.0リットル以下	25,000	12,500	6,500
1.0リットル超1.5リットル以下	30,500	15,500	8,000
1.5リットル超2.0リットル以下	36,000	18,000	9,000
2.0リットル超2.5リットル以下	43,500	22,000	11,000
2.5リットル超3.0リットル以下	50,000	25,000	12,500
3.0リットル超3.5リットル以下	57,000	28,500	14,500
3.5リットル超4.0リットル以下	65,500	33,000	16,500
4.0リットル超4.5リットル以下	75,500	38,000	19,000
4.5リットル超6.0リットル以下	87,000	43,500	22,000
6.0リットル超	110,000	55,000	27,500
電気自動車	25,000	—	6,500

◆令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車

(単位：円)

総排気量等	グリーン化特例の適用がない自動車の税率	グリーン化特例適用対象自動車の税率
		重課
		15%
1.0リットル以下	29,500	33,900
1.0リットル超1.5リットル以下	34,500	39,600
1.5リットル超2.0リットル以下	39,500	45,400
2.0リットル超2.5リットル以下	45,000	51,700
2.5リットル超3.0リットル以下	51,000	58,600
3.0リットル超3.5リットル以下	58,000	66,700
3.5リットル超4.0リットル以下	66,500	76,400
4.0リットル超4.5リットル以下	76,500	87,900
4.5リットル超6.0リットル以下	88,000	101,200
6.0リットル超	111,000	127,600
電気自動車	29,500	—

(※) 上の表以外の自動車(バス・トラックなど)の税率については、東青地域県民局県税部へお問い合わせください。  
なお、自動車税種別割の税率については、県税・市町村税ホームページでもご覧いただけます。

● このほか、自動車税種別割についてのご相談は東青地域県民局県税部までお問い合わせください。

東青地域県民局県税部 〒030-8530 青森市新町2丁目4-30 青森県庁舎北棟1階  
TEL 017-722-1111(内線6616~6618) FAX 017-773-1371  
017-734-9974(直通)

県税・市町村税ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>



青 森 県



青森県基本計画  
「選ばれる青森」への挑戦  
支え合い、共に生きる